

## 登記印紙の取扱いについて

平成23年4月1日から、登記事項  
証明書の交付請求等に係る登記手  
数料は、**登記印紙**に替えて、**収入印  
紙**で納付していただいています（注  
1）。

ただし、**登記印紙**についても、従前  
どおり登記手数料の納付に使用する  
ことができます（注2）。

- （注1）「特別会計に関する法律」（平成19年法律第23号）附則  
第264条等  
（注2）**収入印紙**と**登記印紙**を組み合わせ使用することも可能  
です。

上記に関するご相談・ご質問等がございましたら、当局総務課まで  
ご連絡願います。

